

第一回とやま水と緑の森づくり検討委員会

【資料1】

「とやま水と緑の森づくり検討委員会」設置の背景

とやま水と緑の森づくり検討委員会設置要綱

検 討 課 題 （案）

検討委員会スケジュール（案）

平成 17 年 5 月 24 日

「とやま水と緑の森づくり検討委員会」設置の背景

1. 本県森林の現状と課題

本県の県土の3分の2を占める森林は、植生自然度本州一と評価され、この多種・多様な動植物が生息する豊かな森林は、洪水や山崩れ、なだれなどの災害から県民の暮らしを守り、また、そこから流れ出す清浄で豊潤な水は、飲料水や農業・工業用水として利用され、神秘の海「富山湾」の豊かな水産資源を育むなどして、県民の生活と富山の産業を支えてきた。このため、本県森林の69%が保安林となっている。

この森林の19%にあたる53千haのスギを中心とした人工林では、その多くは、間伐等の手入れが必要な林令から伐採可能な林齢となっているが、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化や不在村者所有森林の増加等により、手入れが行き届かない森林が発生しており、温室効果ガス（二酸化炭素）吸収源としての森林の評価への悪影響や、水土保持機能や生物多様性など森林の持つ公益的機能の低下、景観の悪化などが懸念される。

また、かつて山村住民の生活とのかかわりの中で維持・管理されてきたいわゆる「里山二次林」は、その後のライフスタイルの変化等により、人手が入らなくなったことで、かつての若くて明るい林から徐々にその姿を変えつつあり、また、一部では放置された竹林が拡大の傾向を見せている。このことは、景観の悪化だけでなく、明るい林に依存する多様な動植物への影響も懸念され、一方では、クマなどの大型動物が人家近くまで生息範囲を広げる結果になっているとの意見もある。

2. 新たな検討の必要性

県では、「富山県森林・林業新世紀ビジョン」に基づき3つのゾーニングを行い、健全で機能の高い森林づくりを目指してきたが、このような状況下にあっては、森林所有者の経済活動や一部のボランティアだけによる取り組みでは限界があることから、森林整備の進め方についての新たな仕組みが必要となっている。

また、昨年のクマによる人身被害を契機として里山などへの県民の関心が高まり、人と野生動物との共生や生物多様性の保全の観点からの森林保全・整備のあり方も重要な課題となっている。

このため、「とやま水と緑の森づくり検討委員会」を設置し、豊かな「とやまの森」を次代に引き継ぐための森林の保全・整備のあり方と、それを社会全体で支える仕組みづくりについて検討する。

とやま水と緑の森づくり検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 本県では、手入れが行き届かなくなっていて荒廃した森林が発生していることから、森林の保全・整備を県民全体で支えていく仕組みを検討するため「とやま水と緑の森づくり検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）本県森林の現状と課題を踏まえた森づくりのあり方に関すること。
- （2）その他必要な事項

（組 織）

第3条 委員会は、委員及び専門委員をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は20名以内とし、知事が次の者又は団体の中から委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）県民の代表及び森林ボランティア団体等
- （3）森林管理に関わる団体等

3 専門委員は学識経験者から、知事が委嘱し、必要に応じて委員会に出席するものとする。

4 委員及び専門委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

（委嘱の取り消し）

第4条 知事は、委員及び専門委員のやむをえない理由により必要と認めるときは、委嘱を取り消すものとする。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長及び職務代理者を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 職務代理者は委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、職務代理者がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員及び専門委員以外の者の出席を求めること、又は、意見を求めることが出来る。

3 委員会の事務局は、富山県農林水産部森林政策課が所掌する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、富山県農林水産部森林政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営にその他必要な事項は委員長が定める。

附則

(施行期日)

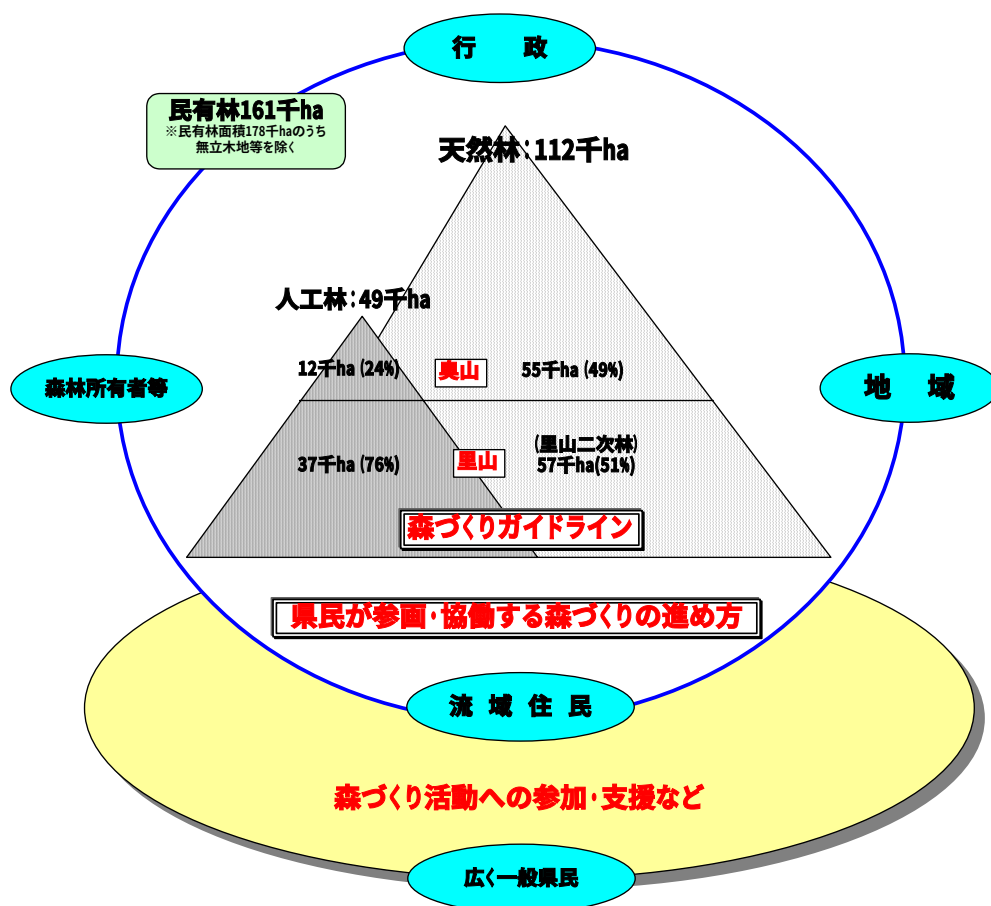
この要綱は、平成17年4月26日から施行する。

この要綱は、平成18年3月31日をもって効力を失う。

検 討 課 題 (案)

「とやま水と緑の森づくり検討委員会」では、森林は県民共通の財産との認識のもと、県民の森林に対する認識や保全・管理のあり方、森づくりへの参加意識などについての意向調査を踏まえ、豊かな「とやまの森」を県民全体で支えていくための仕組み作りに必要な、次の項目について検討する。

1. 天然林と人工林、奥地と里地など、どのような森林でどのような整備を行うかといった森林の保全・管理の指針と、そのどれを公的管理・支援、あるいは県民協働で行うかといった森林管理の主体を定めた「本県の森林特性にあった森づくりのガイドライン」。
2. ガイドラインに基づき、具体的にどこをどのように整備するのかといった計画段階から県民が参加し、地域や森林所有者を含めた合意形成を図りながら森づくりを進めるための「県民が参画・協働する森づくりの進め方」と、そこでの「行政・森林所有者・地域や住民の役割」。



検討委員会スケジュール（案）

月	内 容	備 考
4 月		
5 月	委員の任命 第 1 回委員会（5/24 15：00～） 現状の共通認識 検討課題の整理	
6 月	第 2 回委員会 現地検討 基本方針の提示	
7 月	第 3 回委員会 とりまとめの方向性の検討	県民意識調査
8 月 ～ 9 月		（野生鳥獣との共生・森づくりシンポジウム）
10 月頃	第 4 回委員会 報告案承認・決定 知事報告	

※審議の状況によっては委員会の開催回数に変動があります。